

積丹町職員の懲戒処分について

下記の事案について、関係職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

令和元年7月26日

積丹町長 松井秀紀

記

1 事案の概要

被処分者は、所属する1名の臨時職員の平成30年12月勤務に係る賃金支出関係調書作成にあたり、勤務実態の無い2日間6.0時間について、同臨時職員が勤務していたとする偽りの支出関係調書を作成し、賃金5,160円を不正に支出させた。

これらの行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定める地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定める同法第33条の規定に違反するものである。

2 処分日

令和元年7月25日（木）

3 被処分者及び処分内容

管理職 50歳代 減給3月

4 その他

この度の事案により不正支出された賃金は、全額返還されている。